



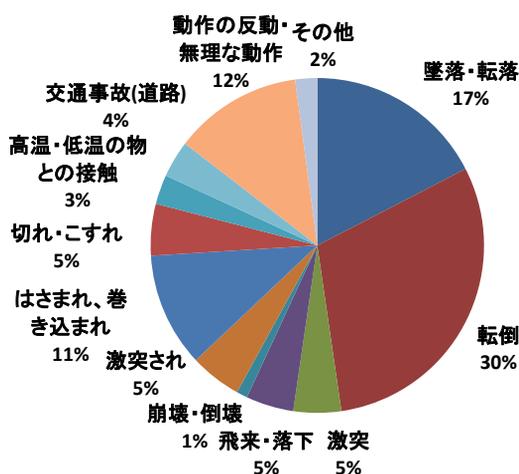
令和2年の休業4日以上の労働災害は**283件**で、前年度と比べ**7件**減少し、**死亡災害については年間を通じて災害ゼロを達成**しました。

事故の型別にみると、転倒災害が30%、墜落・転落災害が17%、動作の反動・無理な動作が12%、はさまれ・巻き込まれ災害が11%と高い割合となっております。特に転倒災害は、全体の3分の1程度を占めており、製造業や第三次産業において高い発生割合となっております。転倒災害については、屋内の作業場（工場、店舗、施設等）では年間を通じて発生していることから、転倒災害防止対策（**整理整頓、段差の解消、転倒危険個所の見える化等**）を徹底し転倒災害防止に努めてください。転倒災害防止対策の推進にあたっては、職場のあんぜんサイト「STOP！転倒災害防止プロジェクト」をご覧ください、参考にしてください。

令和2年の労働災害発生状況(全期:1月～12月)

業種	発生年	令和元年 全期	令和2年12月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	283(0)	-7	-2.4%
製造業		75	70	-5	-6.6%
建設業		37	50	+13	35.1%
土木工事業		13	14	+1	7.7%
建築工事業		18	27	+9	50.0%
その他建設業		6	9	+3	50.0%
陸上貨物運送事業		40	35	-5	-12.5%
林業		2	4	+2	100.0%
小売業		38	25	-13	-34.2%
社会福祉施設		30	29	-1	-3.3%

事故の型別労働災害発生状況

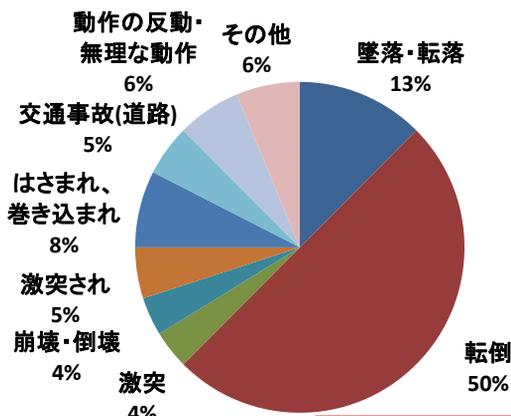


令和3年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和2年 (速報値)	令和3年3月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		283(0)	80(0)	+25	45.5%
製造業		70	16	-3	-15.8%
建設業		50	7	-3	-30.0%
土木工事業		14	2	±0	-
建築工事業		27	3	-2	-40.0%
その他建設業		9	2	-1	-33.3%
陸上貨物運送事業		35	17	+9	112.5%
林業		4	3	+2	200.0%
小売業		25	10	+6	150.0%
社会福祉施設		29	5	+1	25.0%

【災害の傾向（事故の型別）】

事故の型別労働災害発生状況



今年は半分が転倒！

守ってますか？最低賃金！宮城県の最低賃金は、令和2年10月1日から**時間額 825円**です。
※産別賃金は、別途ご確認ください。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	<p>・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。</p>				<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p>				<p>換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)</p>			
特定化学物質作業主任者の選任					<p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p>				<p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)</p>			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	<p>実施義務(4/1～)</p>								<p>フィットテストの実施(4/1～)</p>			
					<p>選任義務(4/1～)</p>							

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあることが明らかになったことから、労働安全施行令、特定化学物質障害予防規則を改正し新たな告示を制定しました。当該改正令・告示は令和3年4月1日より順次施行されております。

新たに規制の対象となった物質である「溶接ヒューム」は金属アーク溶接作業において加熱により発生する粒子状物質であり、新たに特定化学物質（管理第2類物質）として位置づけられました。

屋内作業における金属アーク溶接等作業の規制は左図のスケジュールで施行されます。令和3年4月現在で施行されておりますのは、①全体換気装置による換気の実施（プッシュプル型換気装置、局所排気装置を含む）、②特殊健康診断の6月以内ごとに1回の実施、③その他必要な措置（具体的な措置内容についてはリーフレットをご活用ください）となっています。

令和4年4月からフィットテスト以外すべてが施行されますが特定化学物質作業主任者講習を受講し、修了した者のうちから作業主任者を定めておきましょう。

改正令・告示に関するQ&A

Q1 今後金属アーク溶接作業には、じん肺健康診断だけでなく、特殊健康診断の義務も課されるのか？

A 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対しては、作業場所が屋内・屋外であるかにかかわらず、じん肺健康診断に加え、改正特化則に基づき、医師による特殊健康診断を行うことが義務付けられます。

Q2 個人サンプリング法による測定は、日本作業環境測定協会の実施する個人サンプリングの講習会を受けた人しか実施できないか。

A 溶接ヒュームの濃度の測定を実施する者については、適切な測定を確保する観点から、日本作業環境測定協会の実施する個人サンプリング講習を修了した者、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるようお願いします。

36協定届における押印・署名の廃止

➤ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

➤ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓ 管理監督者でないこと
✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に**関連する一定の項目（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112